

一般社団法人 栃木県冷凍空調工業会
冷凍施設保安部会 部会長 川上 真司

一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍施設保安部会

入会のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて早速ですが、当保安部会は昭和28年に現在の前身である「栃木県冷凍保安協会」を設立し、平成24年には「栃木県冷凍空調設備協会」と合併し「一般社団法人」を立ち上げ「栃木県冷凍空調工業会 冷凍施設保安部会」となり、業務移行いたしました。そして今日までの約70年、栃木県内の冷凍事業所の保安確保に努めてまいりました。これもひとえに皆様のご指導とご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

ところで、皆様もご存じのとおり、平成9年の「高圧ガス保安法」平成27年の「フロン排出抑制法」の施行以来、自主保安体制の確立が求められるようになり、事業者の責任をより一層重く問われるようになりました。

つきましては、貴社の今後ますますのご発展、ご活躍を祈念いたしますとともに、高圧ガス関係事業所が一致協力し、自主保安体制の確立と公共の安全を確保するため、是非当保安部会へご入会いただきますようお願い申し上げます。

なお、当保安部会の活動にご賛同いただけました場合には、「入会申込書」と「冷凍製造施設明細書」をご記入の上、お手数をおかけしますがご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

<冷凍施設保安部会の主な業務> ※詳細は別紙「業務案内」をご参照ください。

1. 法定の保安検査の実施
2. 法定の定期自主検査のサポート（施設検査実施）
3. 保安講習会の開催
4. 広報及び啓発活動
5. 資格取得講習会の開催
6. 保安功労者表彰事業 など

(一社) 栃木県冷凍空調工業会 冷凍施設保安部会
〒320-0852 宇都宮市下砥上町 1496-1
TEL : 028-658-7756 FAX : 028-645-8821

一般社団法人栃木県冷凍空調工業会 冷凍施設保安部会

業 務 案 内

1. 保安検査の実施

高圧ガス保安協会から委託された県内唯一の検査事務所として、県内の第1種事業所すべての保安検査を実施。

保安検査…第1種製造事業所に法令で義務付けられている3年に1度の検査。

2. 施設検査の実施

正会員（第一種製造者の事業所）には、年1回施設検査を無料で実施し、法令で義務付けられている定期自主検査をサポート。

3. 保安講習会の開催

県の保安担当者やメーカー等から講師を招き、法令や冷凍施設の保安に関する講習会を年1回無料で実施。

4. 冷凍に関する広報及び啓発活動の実施

高圧ガス保安協会及び県からの冷凍に関する法律改正や通知等を迅速に会員へ通知し、法令違反・事故を未然に防止。

また、高圧ガス保安活動促進週間には、会員に毎年ポスター等を無料で配布。

5. 資格を取得するための講習会の開催

① 第三種冷凍機械保安責任者講習会（国家試験の試験科目一部免除制度講習会）

② 第一種冷媒フロン類取扱技術者講習（新規・更新講習会）

③ 第二種冷媒フロン類取扱技術者講習（ // ）

※ ②③は他部会事業ですが、共通の資格となっておりますので、会員の皆様には早期に通知し、多数参加していただいております。

6. 保安功労者等表彰事業の実施

冷凍に関する高圧ガスによる災害防止のため、不断の努力を重ね著しい成果をおさめられた優良事業所及び長年にわたり高圧ガスの保安に関し尽力され極めて顕著な功績をあげられた功労者等の表彰事業を実施。

一般社団法人 栃木県冷凍空調工業会

冷凍施設保安部会 会費規定

1. 会費の納入は、1工場及び1事業所毎にまとめて納入するものとする。
2. 年度途中の入会の場合は、入会の後1ヶ月以内に会費を納入するものとする。
3. 会費の額は、1事業所毎に年額下記のとおりとする。

(1) 第1種製造事業所（正会員）

定額15,000円に次の冷凍能力に対する金額を加えた額とする。

<冷凍能力>

500トン/ 日以上		42,000円
400トン/ 日以上	500トン/ 日未満	36,000円
300トン/ 日以上	400トン/ 日未満	30,000円
200トン/ 日以上	300トン/ 日未満	24,000円
100トン/ 日以上	200トン/ 日未満	18,000円
	100トン/ 日未満	12,000円

(2) 第2種製造事業所（賛助会員）

定額10,000円とする。

4. 入会金は1工場及び1事業所につき、30,000円とする。

(附 則)

平成26年5月21日から適用する。